平成２３年（フ）第４１５号
宮崎市清武町加納甲3004番地91
破産者　近藤由美子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０号
秋田市仁井田潟中町５番22号
破産者　土田　祐司
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
福島県郡山市富久山町久保田字伊賀河原76番地の１
破産者　佐藤　和宏
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
横浜市戸塚区東俣野町61番地
破産者　野村　芳平
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２８号
横浜市青葉区田奈町31番地13　トミーハイツ101
破産者　有賀喜久雄
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７７号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地４　六ツ川台団地２街区６棟107号
破産者　岩倉　具頼
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３７７号
横浜市磯子区磯子２丁目７番35号　磯子マンション101号、申立時の住所横浜市中区常盤町５丁目64番地　鳳ビル305号室
破産者　田草川　彰
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
富山県中新川郡立山町末谷口127番地
破産者　横山　惠子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
岐阜県下呂市幸田946番地
破産者　田口伊三男
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
岐阜県下呂市幸田946番地
破産者　田口　悦子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
岐阜県高山市中山町264番地
破産者　荒井　　巡
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
岐阜県高山市中切町1871番地７
破産者　古川龍之助
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第８２５号
静岡市駿河区宮竹１丁目７番25号　Ｂ４、前住所静岡市葵区上足洗３丁目14番39号
破産者　渥美　公敏
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０９号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｂ－302号、前住所愛知県豊田市美里２丁目17番地７
破産者　西部　美香（旧姓河野）
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
愛知県岡崎市元能見町172番地３　ＮＭガーデン503、前住所愛知県岡崎市元能見町151番地
破産者　酒向　典子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
愛知県豊田市司町２丁目20番地　マンションモントレー502号、前住所愛知県豊田市豊栄町11丁目120番地５
破産者　鈴木　邦宏
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５２６号
京都市伏見区南新地58番地１　エスペランサ伏見205、前住所京都市山科区大宅坂ノ辻町２番地２　柳井久美子方
破産者　伊藤　匡博
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８４３号
大阪市東淀川区豊里２丁目24番３号　石川マンション502号
破産者　河野　昭子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２２６号
兵庫県篠山市池上566番地34、前住所大阪市西区立売堀３丁目３番13―904号
破産者　井上　順二
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部